

令和3年4月以降の総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の単位について

(1) 横須賀市介護予防ケアマネジメント費 *地域単価：10.7

(令和3年4月～9月)

※新型コロナウイルス感染症への対応上乗せ分を含む

サービス名称	単位数	金額
介護予防ケアマネジメント A	439	4,697円
介護予防ケアマネジメント A・初回	739	7,907円
介護予防ケアマネジメント A・委託	739	7,907円
介護予防ケアマネジメント A・初回・委託	1,039	11,117円
介護予防ケアマネジメント C	239	2,557円

(令和3年10月以降)

サービス名称	単位数	金額
介護予防ケアマネジメント A	438	4,686円
介護予防ケアマネジメント A・初回	738	7,896円
介護予防ケアマネジメント A・委託	738	7,896円
介護予防ケアマネジメント A・初回・委託	1,038	11,106円
介護予防ケアマネジメント C	238	2,546円

(2) 訪問・通所サービス

【訪問型相当サービス】

(イ 基本報酬)

*地域単価：10.7

(令和3年4月～9月)

※新型コロナウイルス感染症への対応上乗せ分を含む

区分	対象	単位	利用者負担（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
週に1回 程度	事業対象者・ 要支援1・2	269単位/回	288	576	864
		月5回以上の場合 1,177単位/月	1,260	2,519	3,778
週に2回 程度	事業対象者・ 要支援1・2	273単位/回	293	585	877
		月9回以上の場合 2,351単位/月	2,516	5,031	7,547
週に3回 以上	事業対象者・ 要支援2	288単位/回	309	617	925
		月13回以上の場合 3,731単位/月	3,993	7,985	11,977

(令和3年10月以降)

区分	対象	単位	利用者負担（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
週に1回 程度	事業対象者・ 要支援1・2	268単位/回	287	574	861
		月5回以上の場合 1,176単位/月	1,259	2,517	3,775

週に2回 程度	事業対象者・ 要支援1・2	272単位/回	291	582	873
		月9回以上の場合 2,349単位/月	2,514	5,027	7,541
週に3回 以上	事業対象者・ 要支援2	287単位/回	307	614	921
		月13回以上の場合 3,727単位/月	3,988	7,976	11,964

(加算、減算)

ロ 初回加算 (1月につき)	200単位	
ハ 介護職員処遇 改善加算 (1月につき)	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	+所定単位×137/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	+所定単位×100/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	+所定単位×55/1000
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(3)の90/100
	(5) 介護職員処遇改善加算 (v)	(3)の80/100
ニ 介護職員等 特定処遇加算 (1月につき)	(1) 介護職員等特定処遇加算 (I)	+所定単位×63/1000
	(2) 介護職員等特定処遇加算 (II)	+所定単位×42/1000
ホ 生活機能向上 連携加算	生活機能向上連携加算 (I)	100単位
	生活機能向上連携加算 (II)	200単位
*集合住宅に居住する利用者に対する減算は、所定単位数×90/100で算定する。 *生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからホは 請求しない。		

【通所型相当サービス】

(基本報酬)

*地域単価：10.45

(令和3年4月～9月)

※新型コロナウイルス感染症への対応上乗せ分を含む

区分	対象	単位	利用者負担 (円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
週に1回 程度	事業対象者・ 要支援1	385単位/回	403	805	1,207
		月5回以上の場合 1,674単位/月	1,750	3,499	5,248
週に2回 程度	事業対象者・ 要支援2	396単位/回	414	828	1,242
		月9回以上の場合 3,431単位/月	3,586	7,171	10,756

(令和3年10月以降)

区分	対象	単位	利用者負担 (円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
週に1回程度	事業対象者・要支援1	384単位/回	402	803	1,204
		月5回以上の場合 1,672単位/月	1,748	3,495	5,242
週に2回程度	事業対象者・要支援2	395単位/回	413	826	1,239
		月9回以上の場合 3,428単位/月	3,583	7,165	10,747

(加算、減算)

定員超過による減算	所定単位数×70/100	1回につき
職員人員欠如による減算	所定単位数×70/100	
新 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20単位 (1回につき) * 6月に1回を限度とする	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5単位 (1回につき) * 6月に1回を限度とする	
若年性認知症利用者受入加算	240単位	1月につき
同一建物に居住する者又は同一建物から通所する利用者に係る減算	(1) 事業対象者・要支援1 -376単位 (2) 事業対象者・要支援2 -752単位	
生活機能向上グループ活動加算	100単位	
運動器機能向上加算	225単位	
新 栄養アセスメント加算	50単位	
栄養改善加算	200単位	
口腔機能向上加算 (I)	150単位	
新 口腔機能向上加算 (II)	160単位	
新 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20単位 (1回につき) * 6月に1回を限度とする	
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5単位 (1回につき) * 6月に1回を限度とする	
選択的サービス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び栄養改善 480単位	
	運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位	
	栄養改善及び口腔機能向上 480単位	
選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位	
事業所評価加算	120単位	
新 サービス提供体制強化加算 (I)	① 事業対象者・要支援1 88単位	
	② 事業対象者・要支援2 176単位	

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	① 事業対象者・要支援1 72単位 ② 事業対象者・要支援2 144単位	1月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	① 事業対象者・要支援1 24単位 ② 事業対象者・要支援2 48単位	
新 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位 * 3月に1回を限度とする	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位 *運動器機能向上加算を算定している場合は、100単位	
新 科学的介護推進体制加算	40単位	
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×59/1000	
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×43/1000	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位×23/100	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） + (3) の90/100	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） + (3) の80/100	
介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇加算（Ⅰ） + 所定単位×12/1000	
	(2) 介護職員等特定処遇加算（Ⅱ） + 所定単位×10/1000	

(4) サービスコードの設定

国保連と連絡調整を行い、4月頃に本市のホームページに掲載予定です。

*黄色部分が今回の改正内容